県章

三重県公報

平成21年9月4日（金）
第　2118　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
559	平成21年第2回三重県議会定例会の招集	（予算調整室）	2
560	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（社会福祉室）	2
561	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	3
562	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	3
563	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	（同）	4
564	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	5
565	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	6
566	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定	（水産経営室）	6
567	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（商工振興室）	6
568	同件	（同）	7
	監査委員公表		
9	監査結果に対する措置の公表	（監査委員）	8
	公　　告		
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（農地調整室）	41
	同件	（同）	41
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（同）	41
	土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（同）	42
	同件	（同）	42
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（出納局）	42

告　　示

三重県告示第559号

平成21年第2回三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　期日　平成21年9月16日

2　場所　三重県議会議事堂

三重県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
ヘルパーステーションえん	松阪市春日町3丁目16番地	合同会社えん	松阪市春日町3丁目16番地	平成21年7月1日	訪問介護
ヘルパーステーション　あんじゅ	津市久居中町281-2 吉村ビル2F	有限会社岡金トータルサービス	津市久居中町268-1	平成21年7月1日	訪問介護
訪問看護ステーション　ハッピーウッド	名張市朝日町1247-1	医療法人　福森歯科クリニック	名張市中村2339-2	平成21年7月1日	訪問看護
多機能ホーム さくら橋	松阪市飯南町粥見字工津1705番地1	社会福祉法人 さくら福祉会	松阪市下蛸路町字里中409番地の1	平成21年8月1日	通所介護
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目8番地17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目8番地17	平成21年5月1日	福祉用具貸与
ショートステイ 安濃津愛の里	津市安濃町妙法寺字丸岡727番地	社会福祉法人　絆	津市雲出本郷町連方前2128番地	平成21年7月1日	短期入所生活介護
ショートステイ 安濃津愛の里	津市安濃町妙法寺字丸岡727番地	社会福祉法人　絆	津市雲出本郷町連方前2128番地	平成21年7月1日	介護予防短期入所生活介護
スイード　短期入所生活介護	伊勢市東大淀町3828	有限会社スイード	伊勢市東大淀町3834	平成21年7月1日	介護予防短期入所生活介護
ファーマライズ薬局　磯部店	志摩市磯部町迫間49-15	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1丁目1番1号	平成21年6月1日	居宅療養管理指導
みどり調剤薬局 岩渕店	伊勢市岩渕1丁目11番10号	(有)みどり調剤薬局	伊勢市岩渕1丁目11番10号	平成21年7月1日	居宅療養管理指導
ファーマライズ薬局　磯部店	志摩市磯部町迫間49-15	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1丁目1番1号	平成21年6月1日	介護予防居宅療養管理指導
みどり調剤薬局 岩渕店	伊勢市岩渕1丁目11番10号	(有)みどり調剤薬局	伊勢市岩渕1丁目11番10号	平成21年7月1日	介護予防居宅療養管理指導
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目8番地17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目8番地17	平成21年5月1日	特定福祉用具販売
シルバーサービス憩いの汀	津市海岸町14-20	シルバーサービス憩いの汀	津市海岸町14-20	平成21年4月1日	居宅介護支援事業
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目8番地17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目8番地17	平成21年5月1日	特定介護予防福祉用具販売
津中部北地域包括支援センター	津市島崎町97-1	社団法人　津地区医師会	津市島崎町97-1	平成21年8月1日	地域包括支援センター
津中部東地域包括支援センター	津市津興2947番地	社会福祉法人 寿泉会	津市乙部4番10号	平成21年8月1日	地域包括支援センター
ヘルパーステーションえん	松阪市春日町3丁目16番地	合同会社えん	松阪市春日町3丁目16番地	平成21年7月1日	介護予防訪問介護

ヘルパーステーション　あんじゅ	津市久居中町281-2 吉村ビル2F	有限会社岡金トータルサービス	津市久居中町268-1	平成21年7月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション四季の風	志摩市志摩町片田1174-4	有限会社ウェルフェアオフィス・ヒラガ	志摩市志摩町片田1174-4	平成21年8月1日	介護予防訪問介護
訪問看護ステーション　ハッピーウッド	名張市朝日町1247-1	医療法人　福森歯科クリニック	名張市中村2339-2	平成21年7月1日	介護予防訪問看護
紀北医師会介護予防訪問看護ステーションよろこび	尾鷲市上野町5番25号	社団法人　紀北医師会	尾鷲市上野町5番25号	平成21年6月1日	介護予防訪問看護
デイサービス えにし	鈴鹿市長太旭町2丁目5番29号	有限会社リビングスペース	三重郡菰野町大字竹成1689番地	平成21年8月1日	介護予防通所介護
多機能ホーム さくら橋	松阪市飯南町粥見字工津1705番地1	社会福祉法人 さくら福祉会	松阪市下蛸路町字里中409番地の1	平成21年8月1日	介護予防通所介護
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目8番地17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目8番地17	平成21年5月1日	介護予防福祉用具貸与
デイサービス 悠庵	いなべ市大安町石榑東2528番地5	社会福祉法人　いなべ市社会福祉協議会	いなべ市大安町大井田2704	平成21年6月1日	認知症対応型通所介護

三重県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業(サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護	所在地	四日市市新正4-5-26	四日市市安島1丁目3番18号 じばさん三重3F	平成21年5月11日
訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護リハビリステーションあすか	介護予防訪問看護	所在地	四日市市新正4-5-26	四日市市安島1丁目3番18号 じばさん三重3F	平成21年5月11日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	小規模多機能型居宅介護	名称	トータルケアひまわり	ケアサービス若松	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	介護予防小規模多機能型居宅介護	名称	トータルケアひまわり	ケアサービス若松	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	小規模多機能型居宅介護	所在地	鈴鹿市矢橋三丁目16-13	鈴鹿市若松北一丁目39-22	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	鈴鹿市矢橋三丁目16-13	鈴鹿市若松北一丁目39-22	平成21年8月1日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	訪問介護	所在地	桑名市東方1529-1 ハイツアザレア302	桑名市馬道1-30　松岡ビル1階	平成21年7月1日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	介護予防訪問介護	所在地	桑名市東方1529-1 ハイツアザレア302	桑名市馬道1-30　松岡ビル1階	平成21年7月1日

三重県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション　だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団　青木会 理事長　青木　重孝	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	訪問看護	平成 20 年 8 月 31 日
すこやか薬局 八日市場店	伊勢市八日市場町 5-19	有限会社　伊勢度会保健企画　代表取締役　中西　務	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	居宅療養管理指導	平成 21 年 7 月 31 日
すこやか薬局 八日市場店	伊勢市八日市場町 5-19	有限会社　伊勢度会保健企画　代表取締役　中西　務	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	介護予防居宅療養管理指導	平成 21 年 7 月 31 日

三重県告示第 563 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
ヘルパーステーションえん	松阪市春日町 3 丁目 16 番地	合同会社えん	松阪市春日町 3 丁目 16 番地	平成 21 年 7 月 1 日	訪問介護
ヘルパーステーション　あんじゅ	津市久居中町 281-2 吉村ビル 2F	有限会社岡金トータルサービス	津市久居中町 268-1	平成 21 年 7 月 1 日	訪問介護
訪問看護ステーション　ハッピーウッド	名張市朝日町 1247-1	医療法人　福森歯科クリニック	名張市中村 2339-2	平成 21 年 7 月 1 日	訪問看護
多機能ホーム さくら橋	松阪市飯南町粥見字工津 1705 番地 1	社会福祉法人 さくら福祉会	松阪市下蛸路町字里中 409 番地の 1	平成 21 年 8 月 1 日	通所介護
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	平成 21 年 5 月 1 日	福祉用具貸与
ショートステイ 安濃津愛の里	津市安濃町妙法寺字丸岡 727 番地	社会福祉法人　絆	津市雲出本郷町連方前 2128 番地	平成 21 年 7 月 1 日	短期入所生活介護
ショートステイ 安濃津愛の里	津市安濃町妙法寺字丸岡 727 番地	社会福祉法人　絆	津市雲出本郷町連方前 2128 番地	平成 21 年 7 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
スイード　短期入所生活介護	伊勢市東大淀町 3828	有限会社スイード	伊勢市東大淀町 3834	平成 21 年 7 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
ファーマライズ薬局　磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央 1 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
みどり調剤薬局 岩渕店	伊勢市岩渕 1 丁目 11 番 10 号	(有)みどり調剤薬局	伊勢市岩渕 1 丁目 11 番 10 号	平成 21 年 7 月 1 日	居宅療養管理指導
ファーマライズ薬局　磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央 1 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
みどり調剤薬局 岩渕店	伊勢市岩渕 1 丁目 11 番 10 号	(有)みどり調剤薬局	伊勢市岩渕 1 丁目 11 番 10 号	平成 21 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	平成 21 年 5 月 1 日	特定福祉用具販売
シルバーサービス憩いの汀	津市海岸町 14-20	シルバーサービス憩いの汀	津市海岸町 14-20	平成 21 年 4 月 1 日	居宅介護支援事業
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目 8 番地 17	平成 21 年 5 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
津中部北地域包括支援センター	津市島崎町 97-1	社団法人　津地区医師会	津市島崎町 97-1	平成 21 年 8 月 1 日	地域包括支援センター
津中部東地域包括支援センター	津市津興 2947 番地	社会福祉法人 寿泉会	津市乙部 4 番 10 号	平成 21 年 8 月 1 日	地域包括支援センター

ヘルパーステーションえん	松阪市春日町3丁目16番地	合同会社えん	松阪市春日町3丁目16番地	平成21年7月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション　あんじゅ	津市久居中町281-2 吉村ビル2F	有限会社岡金トータルサービス	津市久居中町268-1	平成21年7月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション四季の風	志摩市志摩町片田1174-4	有限会社ウェルフェアオフィス・ヒラガ	志摩市志摩町片田1174-4	平成21年8月1日	介護予防訪問介護
訪問看護ステーション　ハッピーウッド	名張市朝日町1247-1	医療法人　福森歯科クリニック	名張市中村2339-2	平成21年7月1日	介護予防訪問看護
紀北医師会介護予防訪問看護ステーションよろこび	尾鷲市上野町5番25号	社団法人　紀北医師会	尾鷲市上野町5番25号	平成21年6月1日	介護予防訪問看護
デイサービス えにし	鈴鹿市長太旭町2丁目5番29号	有限会社リビングスペース	三重郡菰野町大字竹成1689番地	平成21年8月1日	介護予防通所介護
多機能ホーム さくら橋	松阪市飯南町粥見字工津1705番地1	社会福祉法人 さくら福祉会	松阪市下蛸路町字里中409番地の1	平成21年8月1日	介護予防通所介護
ケアネット　くりた	四日市市笹川四丁目8番地17	株式会社ケアネットくりた	四日市市笹川四丁目8番地17	平成21年5月1日	介護予防福祉用具貸与
デイサービス 悠庵	いなべ市大安町石榑東2528番地5	社会福祉法人　いなべ市社会福祉協議会	いなべ市大安町大井田2704	平成21年6月1日	認知症対応型通所介護

三重県告示第564号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護	所在地	四日市市新正4-5-26	四日市市安島1丁目3番18号 じばさん三重3F	平成21年5月11日
訪問看護リハビリステーションあすか	訪問看護リハビリステーションあすか	介護予防訪問看護	所在地	四日市市新正4-5-26	四日市市安島1丁目3番18号 じばさん三重3F	平成21年5月11日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	小規模多機能型居宅介護	名称	トータルケアひまわり	ケアサービス若松	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	介護予防小規模多機能型居宅介護	名称	トータルケアひまわり	ケアサービス若松	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	小規模多機能型居宅介護	所在地	鈴鹿市矢橋三丁目16-13	鈴鹿市若松北一丁目39-22	平成21年8月1日
ケアサービス若松	医療法人　博仁会	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	鈴鹿市矢橋三丁目16-13	鈴鹿市若松北一丁目39-22	平成21年8月1日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	訪問介護	所在地	桑名市東方1529-1 ハイツアザレア302	桑名市馬道1-30 松岡ビル1階	平成21年7月1日
にじのさと桑名サービスセンター	株式会社日本エルダリーケアサービス	介護予防訪問介護	所在地	桑名市東方1529-1 ハイツアザレア302	桑名市馬道1-30 松岡ビル1階	平成21年7月1日

三重県告示第 565 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション　だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団　青木会 理事長　青木　重孝	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	訪問看護	平成 20 年 8 月 31 日
すこやか薬局 八日市場店	伊勢市八日市場町 5-19	有限会社　伊勢度会保健企画　代表取締役　中西　務	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	居宅療養管理指導	平成 21 年 7 月 31 日
すこやか薬局 八日市場店	伊勢市八日市場町 5-19	有限会社　伊勢度会保健企画　代表取締役　中西　務	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	介護予防居宅療養管理指導	平成 21 年 7 月 31 日

三重県告示第 566 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により区域及び区分を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 17 年三重県告示第 700 号）は廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

区　域	区　分
紀南区域 （紀南漁業協同組合の地区）	①　小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して阿田和の地区の者が営む漁業） ②　小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り漁業で阿田和の地区の者が営む漁業） ③　小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して井田の地区の者が営む漁業） ④　小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り漁業で井田の地区の者が営む漁業） ⑤　小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して鵜殿の地区の者が営む漁業） ⑥　小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り漁業で鵜殿の地区の者が営む漁業） ⑦　総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②、③、④、⑤及び⑥以外の漁業 ⑧　機船船びき網漁業及び雑魚定置漁業

三重県告示第 567 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津城山ショッピングセンター

津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 外 115 筆

2　津市から述べられた意見

(1)　駐車需要の充足等交通に係る事項

ア　交通対策として、店舗南西側の既設信号交差点（Ｎｏ．3）に右折矢印信号の設置を要望する旨が挙げられているが、設置するとなった際は、右折車線が必要となることから、あらかじめ出店者側において右折

車線を設置すること。

イ　出入口Ａは出庫左折のみとしているが、右折しようとする車両が１台でもあれば、同交差点の円滑化が損なわれることから、左折のみを担保する対策（右折禁止の周知）をとること。

ウ　出入口Ａ近辺の駐車場を利用する場合、来客が店舗へ行くまでの安全確保のための歩道を設置すること。

(2)　騒音及び廃棄物に係る事項

ア　夜間の自動車利用客、たむろする若者、荷さばき作業等による騒音、ごみ問題等が懸念されるため、苦情又は問題が生じた場合は速やかに対応すること。

イ　騒音・振動については、三重県生活環境の保全に関する条例第２条第11号に定める指定施設を設置する場合は、敷地境界における騒音等を検証し、同条例の排出基準を遵守すること。

ウ　駐車場に関しては、アイドリング禁止掲示板を設置すること。

エ　荷さばき施設に係る騒音対策について、作業場所の床の段差を回避すること。また、台車は、可能な限り、樹脂製台車を使用すること。

オ　付帯設備の冷却塔、室外機等の設置は、機器周辺の遮音効果を高めること。また、低騒音機器を導入すること。

カ　給排気口等からの騒音については、風切り音、送風機等の機械騒音が放射されることがあるため、吹き出し口及び吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速と風量の調整、低騒音型の送風機等の導入を行うこと。

(3)　その他の事項

イオン津城山ショッピングセンターは、高茶屋小学校又は南郊中学校に通学する児童生徒の通学路の近くであり、また、久居地域の立成小学校及び久居東中学校の校区でもある。今後、工事の施工に当たっては、工事搬出入車両及び施工後の一般車両等の増加が予想されることから、工事施工中及び店舗設置後においても、交通誘導員を配置するなど、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。

3　意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成21年９月４日から同年10月５日まで

開庁日の午前９時から午後５時まで

三重県告示第568号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による届出（駐輪場の位置、小売業を行う者の閉店時刻等の変更）に対して同法第８条第１項の規定により桑名市から提出された意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

平成21年９月４日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝市番館　三重本店

桑名市大字大仲新田字屋敷前383-2外38筆

2　桑名市から述べられた意見

その他の事項

営業時間変更については、深夜時間帯内の変更であることを踏まえて、掲示ではなく、周辺住民に対する説明会を開催されること。

3　意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成21年９月４日から同年10月５日まで

開庁日の午前９時から午後５時まで

監査委員公表

監査委員公表第９号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 21 年 1 月 19 日から平成 21 年 2 月 27 日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて講じた措置が知事、委員会の長から通知されたので、同条第 12 項の規定により次のとおり公表します。

平成 21 年 9 月 4 日

三重県監査委員　植　田　十 志 夫
三重県監査委員　日　沖　正　信
三重県監査委員　前　野　和　美
三重県監査委員　田　中　正　孝

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	生活・文化部	出資（出捐）団体名	財団法人三重県文化振興事業団

監査結果及び意見

（１）会計事務等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容
未収金	○平成19年度発生の貸館等使用料の未収金が、平成20年10月末現在において386,360円ある。
資金前渡金の精算	○資金前渡金精算書が作成されていなかった。
資産	○車両1,313,415円が簿外資産となっているが、固定資産計上基準を設け、資産計上していくことが望ましい。

所管部局に対する意見

（２）事業団の会計事務等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、今後、適正な処理やその検討を行うよう指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）

（未収金）

3件386,360円の未収金のうち1件は連絡不能のため、1件は直接訪問（県外）して督促するも回収の見込みがつかないため、平成20年度末に貸倒損失として費用計上しました。（計152,450円）残りの1件については引き続き、継続して回収をしていきます。

（資金前渡金の精算）

資金前渡金の精算については三重県文化振興事業団会計規則に基づき、以後、資金前渡金精算書を作成し適正に処理しています。

（資産）

固定資産の計上基準については、三重県文化振興事業団会計規則で定めており、今後、その規定に則り適正に処理していきます。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（２）会計事務等について、事業団の会計規則に基づいた適切な処理をするよう指導しました。

部局名	生活・文化部	出資（出捐）団体名	財団法人国史跡斎宮跡保存協会

監査結果及び意見

（１）経理規程に関する細則が定められていなかった。

（２）物品購入時の検収記録がされていなかった。

（３）講座体験の参加費等に係る金銭の金融機関への収納が、直ちにされていなかった。

所管部局に対する意見

（４）県と協会で締結された「斎宮博物館受付業務委託契約書」において、県は、委託業務の検収をした後、協会に対して通知を行うこととなっているが、通知がされていなかったので、今後は、適正に通知を行う必要がある。

（５）協会の会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）財団法人国史跡斎宮跡保存協会経理規程第 9 条「この規定の施行に関する細則は、別にこれを定める。」は、特に必要性は認められないことから削除することとします。今後、執行上必要な規程があれば、当該規程を改正し対処することとします。

（２）指摘のあった事項については、納品時、納品書等確認できるものに検収日を記入し、検収者印を押印することにしました。

（３）当協会経理規程第 14 条第 1 項中「直ちに金融機関に預け入れなければならない」を、実態に即して「10 日毎に金融機関に預け入れなければならない」に改正します。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（４）平成 20 年度に実施した斎宮博物館受付業務委託については、完成認定後、直ちに通知を行いました。

（５）指摘のあった事項については、協会の経理規則に基づいた適正な処理を行うように指導しました。

部局名	健康福祉部	出資（出捐）団体名	財団法人三重ボランティア基金

監査結果及び意見

（１）平成 19 年度の支出については、事業費が 5,072 千円であることに対し、管理費が 9,345 千円となっており、管理費が総支出額の約 65%を占めている。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、管理費は可能な限り総支出額の２分の１以下とすることとされていることから、事業費の拡大又は管理費の削減等について検討されたい。

　また、管理費の中には三重県社会福祉協議会への負担金が含まれているが、その積算根拠が明確でないため、負担金の積算根拠を明確にされたい。

（２）ボランティア団体への助成事業の事業実績報告書に提出日の記載のないもの、事業完了日に誤りがあるもの等があったため、「三重ボランティア基金助成事業実施規定」に基づき、今後、適正な処理を行われたい。

所管部局に対する意見

（３）ボランティア基金の平成 19 年度の支出については、事業費が 5,072 千円であることに対し、管理費が 9,345 千円となっており、管理費が総支出額の約 65%を占めている。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、管理費は可能な限り２分の１以下とすることとされていることから、事業費の拡大又は管理費の削減等について指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）三重ボランティア基金においては、平成 22 年度中に公益財団法人への移行をめざしており、そのため、公益目的事業比率を高め、管理費の割合を 50%以下にするよう、事業費、管理費の内容の見直しを行っています。

　また、三重県社会福祉協議会への負担金についても、事業費、管理費の見直しを行う中で、積算内容を明確にし、整理をしています。

（２）三重ボランティア基金から事業実績報告書等のとりまとめを行なっている市町ボランティアセンターに対し、管内のボランティア団体への指導を要請するとともに、記載漏れ等がないよう十分内容確認を行っていきます。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（３）事業費が減少してきているため、事業費の拡大又は事業費と管理費の見直しを行うように指導しています。

部局名	環境森林部	出資（出捐）団体名	社団法人三重県緑化推進協会
監査結果及び意見			
（１）会計規定について 別途定めるとなっている会計帳簿の種類、及びその保存期間についての規定が定められていなかった。 （２）旅費について 県の旅費規程に準じて支給されているが、旅費規定が定められていなかった。			
所管部局に対する意見			
（３）協会の会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう、指導されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）会計規定について 協会会計処理規程第 7 条第 2 項において、別に定めることとなっている会計帳簿の種類について、協会会計処理規定内規を定め、会計帳簿の種類について明示しました。 （２）旅費について 県の旅費制度に準じた協会旅費支給規程及び協会旅費規程内規を定めました。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （３）社団法人三重県緑化推進協会（以下「協会」）に対し、監査結果に基づき改善報告を求めたところ、協会会計処理規程第７条第２項において、別に定めることになっている会計帳簿の種類について、協会会計処理規程内規が定められるなど改善されました。 なお、会計帳簿の保存期間については、協会業務規程第１１条において１０年と規定されていました。 また、県の旅費制度に準じた協会旅費支給規程及び協会旅費規程内規が定められるなど改善されました。			

部局名	農水商工部	出資（出捐）団体名	財団法人三重県農林水産支援センター

監査結果及び意見

（１）当センターは中期計画（平成 17 年度～21 年度）を策定し、計画に基づき財政運営を安定化させることにより、計画期間終了時点においても、当センターの運営が継続可能な繰越金を確保することとしている。しかしながら、一般正味財産が平成 17 年度から 19 年度の 3 ヵ年の計画期間内で 7 億 6,950 万円減少しており、厳しい経営状況が続いているため、経営状況の分析を行い、引き続き経営改善に取り組まれたい。

（２）貸借対照表の負債の部に表示されている、安心食材表示制度推進事業引当金、遊休農地整備事業引当金については、利益留保性引当金であるため、正味財産の部に表示する必要がある。また、退職給付金について引当金は計上されているものの、85,410 千円の引当不足が生じているので、早急な対応を行われたい。

（３）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容
人件費	○職員の住居手当の認定にあたり、登記簿等、必要書類の添付が確認できないものがあった。 ○時間外勤務手当について、勤務伺いの決裁漏れが見受けられた。
委託契約	○魅力づくり支援事業委託業務において、契約書に個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の保護に関する事項」が設けられていなかった。

所管部局に対する意見

（４）当センターは中期計画に基づき改善を進めている途中であり、厳しい経営状況が続いているため、経営改善に向け、今後も引き続き指導、助言等を行われたい。

また、会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理を指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）中期計画に基づく経営改善を引き続き進めるため、組織再編等による経費の削減、長期保有農地の売渡処分など、計画目標の達成に向けた取り組みを行っています。

平成 17 年度から進めている長期保有農地の処分については、農地価格の下落によって売渡価格と簿価（買入価格）との間に相当な乖離が生じているため、保有農地の処分を進めることなどによる一般正味財産の減少は避けられない状況ではあります。

しかし、これらの経営改善の取組により、平成 16 年度末に 15 億円余りあった長期借入金が 20 年度末には約 2 億 1,000 万円まで削減され、平成 16 年度に約 4,000 万円支払っていた借入金利息についても、20 年度には 250 万円まで削減されるなど、財務状況が大幅に改善されており、着実に経営改善が図られています。

（２）引当金については、適正な計上に向けて対応方針を決定しました。

遊休農地整備事業引当金については、今後、事業実施の必要性がないとのことから、引当金特定資産の取り崩しと併せて引当金計上を廃止しました。

また、安心食材表示制度推進事業引当金については、利益留保性引当金であるとの指摘を踏まえ、平成 21 年度決算から負債の部への計上を廃止し、正味財産の部に表示する方向で対応します。

また、退職給付引当金については、毎年度多額の長期借入金の返済を行うなど財務再建中であり、平成 17 年度以降に集中して退職者が出たこともあり、引当金の増額計上までには至っていませんが、今後、引当不足に対しては財務状況を勘案しながら計画的に積み増しを行い、早期に満額計上していくこととしています。

（３）人件費、委託契約に関する事務処理上不適切な事案については、適正な事務処理を行い既に改善しています。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（４）中期計画に基づく経営改善を着実に進めるため、計画目標の達成に向けた指導や助言を行うとともに、適正な事務処理を指導しました。

今後とも計画目標の達成に向けて、経営改善への支援や指導、助言を行うとともに、平成 22 年度からの次期中期計画策定への助言等も行うこととしています。

さらに、適正な事務処理についても、引き続き指導を行います。

部局名	農水商工部	出資（出捐）団体名	財団法人三重県産業支援センター

監査結果及び意見

（1）小規模企業者等設備貸与事業などにかかる未収金は、全体として昨年度より減少したものの、依然として約2億4,300万円が未収となっているので、連帯保証人への請求や法的措置の実施など、引き続き収納促進に努められたい。

また、簿外管理とした債権については、「未収貸与料債権管理規定」に基づき、管理すべき債権と管理の必要のない債権に区分し、適切な債権管理を行われたい。

（2）メッセウイングみえの建物、附属設備等のうち、補助金等を財源として取得した財産について、指定正味財産として計上すべきものを一般正味財産に計上しているなど、財務諸表の表示が誤っているものが見受けられたので、財務諸表を正確に表示されたい。

（3）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容
物品購入	○産業人材育成基盤整備事業費補助金により購入した備品の検収記録がなかった。
支出事務	○小売商業経営革新総合支援事業補助金により開催した講演会の講師等謝金について、単価の根拠が不明確であった。
状況報告	○三重県事業共同化等連携事業等促進診断事業費補助金、産業人材育成基盤整備事業費補助金の状況報告書が県に提出されていなかった。
財産管理	○産業人材育成基盤整備事業費補助金により取得した財産の台帳が整備されていなかった。

所管部局に対する意見

（4）小規模企業者等設備貸与事業などにかかる未収金は、全体として昨年度より減少したものの、依然として約2億4,300万円が未収となっているので、連帯保証人への請求や法的措置の実施など、引き続き収納促進を図られるよう指導されたい。

また、簿外管理とした債権については、「未収貸与料債権管理規定」に基づき、管理すべき債権と管理の必要のない債権に区分し、適切な債権管理を行うよう指導されたい。

（5）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（1）（4）　毎月、産業支援センターと債権管理に関する打ち合わせを行い、未収貸付先ごとの回収状況や経営状況の確認と未収金回収方針（連帯保証人への請求や法的措置の実施等）への助言などにより指導・支援を行っています。

具体的には、産業支援センターが、倒産企業の債務者及び連帯保証人を訪問し、返済交渉を行うとともに、必要に応じ弁護士と相談し、回収に努めています。一方、事業継続企業には、企業巡回を重ね、分納額の増額交渉などを行っています。

また、こうした未収金回収取組に加えて、未収金発生の未然防止といった観点から、貸付審査において、事業計画の適否、担保の徴求、保証人の保証能力の確認など審査の厳格化を図るとともに、貸付後の事後指導を行うように指導していきます。

今後も、産業支援センターに対して、未収金の効果的な回収方針の作成及び適切な債権管理の実施など指導・助言を計画的に行っていきます。

（３）（５）　県では産業支援センターに対して適正な会計事務処理を指導し、センターではこれを受けて、理事長・副理事長の率先実行取組として監査への的確な対応を掲げたほか、平成２１年度から会計事務を企画財務部に一元化し、複数の会計担当職員でチェックしあうことで、適切な事務処理にあたることとしたところです。

平成２０年度「監査結果及び意見」に対する処理状況は下記のとおりです。

○「物品購入」については、平成２１年度から企画財務部で備品の購入事務を一元化し、検収を適正に行うこととしました。

○「支出事務」については、「講師・専門家又は委員等に対する謝金等支給規定」を整備し、単価の根拠を明確にしました。

○「状況報告」については、未提出の状況報告書は提出されました。

○「財産管理」については、産業人材育成基盤整備事業費補助金により取得した財産の台帳は整備されました。

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（２）監査による指摘を受け、産業支援センターでは平成２０年度決算から財務諸表の正味財産の内訳を修正し、適正に表示しているところです。

部局名	農水商工部	出資（出捐）団体名	財団法人三重県水産振興事業団

監査結果及び意見

（１）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容
会計処理	○資源増大実証事業費補助金により取得した潜水用レギュレーターについて、固定資産として整理すべきところ、消耗品として整理していた。
人件費	○扶養手当認定簿について、記載もれがあった。 ○時間外命令簿について１か月分をまとめて命令を受けていた。

所管部局に対する意見

（２）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。

（３）事業団の県出えん金残高について、平成18年度に「伊勢湾漁業対策基金」を設けた際、50,000千円を県の出えん金から取崩しているが、県の公有財産台帳の出資残高については、取崩し前の金額で記載されていることから、今後、適正に処理されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）（２）会計事務等の事務処理上不適切な事案については、適正な事務処理を行うように指導しました。その結果、固定資産の会計処理と、扶養手当認定簿の件については平成20年度中に修正を行いました。また時間外命令の件については平成21年度から適正に行うこととなっています。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（３）公有財産台帳の出資残高の記載については、監査結果を受け平成20年度中に公有財産異動報告の処理を行い修正しました。

部局名	農水商工部	出資（出捐）団体名	三重県信用保証協会

所属部局に対する意見

（１）協会の把握する県出えん金残高については、平成10年10月に金融機関の貸し渋り対策として導入された金融安定化特別基金38億5,100万円が含まれている。

しかし、同基金は、当協会の代位弁済額に充当されることから、毎年取崩され、平成19年度末現在5億6,112万9,589円となっている。

県公有財産台帳の出資金残高については、取崩し前の金額で記載されていることから、実態と合致していないので、今後適正に処理されたい。

講じた措置（処理状況）

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）金融安定化基金は、平成10・11年度に中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会基金補助金として国から交付されており、県経由で出捐したものです。

現在、国において信用保証協会の財政基盤の強化を図るため、金融安定化特別基金の見直しを進めているところであり、今後の国の方針を見守りながら、保証協会の取り崩しによる金融安定化基金残高と県公有財産台帳とを合致させることを検討していきます。

部局名	農水商工部	出資（出捐）団体名	社団法人三重県青果物価格安定基金協会

監査結果及び意見

（１）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容
台帳の未整備	○基本財産台帳、特別基金台帳、現金出納帳、物品台帳が作成されていなかった。
旅費	○旅行者が旅行後に「出張命令簿兼旅費請求書」を作成していた。 ○旅費を受領した者の領収印又はサインがなかった。

所管部局に対する意見

（２）協会の会計処理規程に定める会計帳簿のうち、基本財産台帳、現金出納帳などが作成されていなかったので、適切な処理及び内部チェック体制の確立に努めるよう指導されたい。

また、当協会の会計処理規程と旅費支給規則の運用について、物品出納、旅費の支給事務等で不備がみられたので、適切に処理するよう併せて指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）台帳整備については、基本財産台帳、特別基金台帳、現金出納帳、物品台帳を作成し、局長の決裁、確認をとるよう改善しました。旅費については、出張命令簿と旅費請求書を分離することにより、旅行後に出張命令簿を作成することがないよう改善するとともに、旅費の支払時に受領印またはサインをもらうよう改善しました。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（２）今回の意見を受けて、基本財産台帳、現金出納帳などを作成し、内部チェック体制を確立するよう指導しました。

また、物品出納、旅費の支給事務等についても適切に処理するよう指導しました。

部局名	県土整備部	出資（出捐）団体名	財団法人三重県下水道公社

監査結果及び意見

（１）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　　容
人件費	○職員の特殊勤務手当の支給誤りが１件あった。
支出事務	○個人のクレジットカードによる立替払いが１件あった。 ○支出命令書の押印漏れが見受けられた。
契約事務	○三重県流域下水道汚泥処理業務において、実績報告書の起案が保存されていなかった。
財務諸表	○正味財産の部に表示されるべき普及啓発引当金が、負債の部に表示されていた。

（２）収入は本部でしか収納できないことに対し、支出は各浄化センターでもできることとなっている。このため、浄化センターの総勘定元帳には支出額しか現れてこないので、本支店会計を用いるなど、会計処理を工夫されたい。

所管部局に対する意見

（３）収入は本部でしか収納できないことに対し、支出は各浄化センターでもできることとなっている。このため、浄化センターの総勘定元帳には支出額しか現れてこないので、会計処理について指導されたい。

（４）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）人件費の支給誤りについては、既に返還し、財務諸表の普及啓発引当金については、正味財産に計上し直しました。

　支出事務、契約事務については、各担当者へ注意喚起と再発防止のため決裁段階におけるチェック強化を図りました。

（２）会計処理は、システムの運用面の見直しとシステム自体の変更（プログラム等の組換え）の両面で検討を行いました。その結果、最も効率的な手法として、運用面の見直しを行うこととし、いくつかの運用手法について検証を行っています。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（３）今後は、本部から各浄化センターへ収入の振替勘定を行い、総勘定元帳でマイナス表示がでないよう指導しました。

　なお、浄化センターごとに、予算、執行額、その残額を表す予算執行状況表を作成しており、収支状況を把握しています。

（４）支給誤りについては、既に返還済みです。普及啓発引当金については、正味財産に計上し直しました。その他の項目については、適切な事務処理を行うよう指導しました。

部局名	教育委員会	出資（出損）団体名	財団法人三重県武道振興会

監査結果及び意見

（１）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

（項目及び内容）

① 財務規則
- 最新の公益法人会計基準に適合していなかった。

② 危機管理
- 事故等に対するマニュアルが定められていなかった。

③ 契約事務
- 財務規則で 2 者以上の見積書を徴収することとなっている契約について、1 者のみの見積りしかないものがあった。

④ 備品管理
- 備品台帳が作成されていなかった。
- 備品ラベルが貼付されていなかった。

所管部局に対する意見

（２）会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）

① 財務規則
- 財務規則について、財団の会計が最新の公益法人会計基準に適合するものとする内容の改正を行い、平成 21 年 5 月 27 日開催の理事会において議決されました。

② 危機管理
- 職員の危機管理に対する意識を向上し、事故等の未然防止及び発生時の適切な対応により利用者の安全を確保するため、「三重武道館危機管理マニュアル」を平成 21 年 5 月 15 日に策定しました。

③ 契約事務
- 財務規則で 2 者以上の見積書を徴収することとなっている契約について、今後は適正な事務処理を行うよう改善を図るとともに、契約事務全般について改めて規則に基づいた事務処理を行うよう事務局内で周知徹底しました。

④ 備品管理
- 団体が所有している備品については、現況等を含めて調査を行い、早期に台帳の整備及び備品ラベルの貼付を実施するよう取り組んでいます。今後は、財務規則に基づき適正な事務処理を遅滞なく執行するよう努めていきます。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（２）指摘事項に係る不適切な事案については、早急に改善を図るよう指導を行い、①～③については実施されたことを確認しました。

また、調査実施中により改善する措置が完了していない④については、引き続き指導及び措置内容の確認を行っていきます。今後も、会計事務全般について、規則等に基づいた適正な事務処理を徹底するよう指導・助言等に努めていきます。

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設管理団体関係〕

部局名	教育委員会	団体名	財団法人三重県体育協会 （対象施設：三重県営鈴鹿スポーツガーデン）

監査結果及び意見

（１）平成 19 年度の体育館の成果目標を、施設利用人数 75,000 人と定めているが、実績では 41,402 人と目標を大きく下回っており、目標が達成されていない状況にあるので、分析を行い、目標達成のための検討を行われたい。

（２）平成19年4月1日に、新たに鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者として指定を受けたことに伴い、監視業務、清掃業務等について再委託を行ったが、事前に県教育委員会の承認を得ていなかったので、今後、適正に処理されたい。

所管部局に対する意見

（３）平成 19 年度の体育館の成果目標を、施設利用人数 75,000 人と定めているが、実績では 41,402 人と目標を大きく下回っており、目標が達成されていない状況にあるので、目標達成について指導されたい。

（４）当協会は、平成19年4月1日に新たに鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者として指定を受けたことに伴い、監視業務、清掃業務等について再委託を行ったが、事前に県教育委員会の承認を得ていなかったので、今後、適正に処理するよう指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）（３）鈴鹿スポーツガーデン体育館の成果目標の一つである利用人数については、工事設計にあたっての需要予測や近隣他県の同規模施設の利用実績等を参考に設定しました。利用実績が目標を大きく下回った結果について分析したところ、主として競技団体との大会等の利用調整を行う時間が十分に確保できなかったこと、県民への周知・広報が不足していたことや駐車場の不足、アクセスとしての公共交通機関の不備等に起因していると考えます。（財）三重県体育協会は、指定管理者として施設の効率的な管理に努め、利用者のニーズに応えた自主事業を積極的に展開しており、平成 20 年度の利用人数は、目標には達しなかったものの 46,064 人と前年度より増加しました。また、利用料金収入の実績については収支計画における見込みを上回っており、改善に向けた取り組みが一定の成果を挙げているものと評価できます。今後は、体育協会が平成 21 年度から 5 年間の指定管理者として指定を受け、改善に向けて利用時間の延長や休業日の削減、スポーツ教室についてより一層講座数の増加及び多様な企画の充実を図るなど新たな取り組みを行っていくことを踏まえつつ、これまでの利用実績や将来的な需要予測、利用形態の実情に基づき、適正な目標設定について数値の見直しも含めた検討及び分析を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

（２）（４）（財）三重県体育協会は、平成 18 年度から鈴鹿スポーツガーデンの指定管理者として、施設管理業務のうち一部について県教育委員会の事前承認を受けたうえで第三者に再委託しており、体育館に係る部分を追加するため変更契約を行いましたが、当初委託時に承認を得ていたことから改めて承認を得る必要はないと解釈していました。しかし、今回の変更については、新規に準ずる案件として再委託に関する事前承認が必要であったと考えられるため、体育協会に対して管理業務の一部を第三者に再委託する場合は必ず事前承認を行うよう指導しました。今後も、指定管理者制度の趣旨に基づき、協定書を遵守した適正な事務処理を行うよう指導していきます。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	政策部	補助金名	生活交通路線維持費補助金
所管部局に対する意見			
（１）補助対象経費の算出方法が、「三重県バス運行対策費補助金交付要領」の第４条及び第５条で定めた方式と同要領第１号様式「交付申請書」の方式で異なっていた。国に確認したところ、交付申請書の様式による算出方法が適正であったので、早急に要領を改正されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（所管部局に対する意見について講じた措置） （１）平成 21 年 3 月 23 日に「三重県バス運行対策費補助金交付要領」を改正し、同日付けで市町とバス事業者に対して通知しました。			

部局名	政策部	補助金名	市町振興事業基金交付金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕財団法人三重県市町村振興協会 （１）サマージャンボ宝くじの収益金を原資とする基金を市町に貸し付ける際には、「基金貸付細則」により協会が審査することになっているが、審査が不十分であるので、協会としても十分な審査を行われたい。 （２）オータムジャンボ宝くじの収益金は、均等割及び市町から報告のあった人口割により配分しているが、人口の報告誤りがあったので、当該報告数値の正確性について検証する仕組みを検討されたい。			
所管部局に対する意見			
（３）当該交付金は、全国的な制度設計に基づいて県から協会へ交付するものであり、県の役割が明確でない。県の役割を明確にし、使途や手続を定めた交付要領を定められたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）財団法人市町村振興協会においては、平成 22 年度貸付分から、貸付にあたっての審査をより厳格に行います。 （２）配分の基礎数値については、他県の例も参考に、正確な数値を把握できるものを利用するよう平成 21 年度中に改めます。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （３） 平成 20 年度 ○実施した取組内容 協会を通じて、全国の交付手続きの状況を調査しました。 ○取組の成果 47 都道府県中 19 都道県が交付要領を定めていることを確認しました。 平成 21 年度 交付要領を平成 21 年 8 月に作成しました。			

部局名	総務部	補助金名	三重県職員互助会助成金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕財団法人三重県職員互助会 （１）県への事業実績報告書について、助成金交付要領に定める様式に基づき報告されていないので、今後は所定の様式により報告されたい。			
所管部局に対する意見			
（２）事業実績報告書について、助成金交付要領に定める様式に基づき報告されていないので、所定の様式により報告するよう団体に対して指導されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置） （１）（２）指摘を受け、事業実績報告書については、三重県職員互助会助成金交付要領第 7 条の規定に基づき、様式第 4 号「三重県職員互助会助成金事業実績報告書」により報告するよう指導を行いました。平成 20 年度事業実績報告書については、同様式により作成されたものが平成 21 年 4 月 22 日付けで提出されました。			

部局名	防災危機管理部	補助金名	三重県防災行政無線運営協議会負担金

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕三重県防災行政無線運営協議会

（１）県の防災対策室長は、県負担金交付決定の決裁者と当協議会の負担金申請及び受入事務の決裁者を兼務している。また、協議会として、出納責任者等の設置や審査が行われずに支出事務手続きが実施されている。このため、兼務の解消、支出審査体制の構築により、組織上のリスク軽減に努められたい。

（２）会計規程など経理に関する根拠規定がないまま、一般競争入札等契約事務の執行や支出項目間の流用がなされている。また、検収記録が行われていない等の事案があった。このため、規定等を整備し、適正に処理されたい。

（３）負担金にかかる実績報告書が提出期限までに提出されていないので、会計監査の時期を５月に前倒しする等の対応により、提出期限を遵守されたい。

所管部局に対する意見

（４）防災対策室長は、県負担金の交付決定の決裁権者と当協議会の負担金申請及び受入事務の決裁者を兼務しており、内部統制上リスクがある。少なくとも協議会側の負担金受入事務の決裁権者は事務局長に変更するなど、交付側と受入側の決定者の兼務解消を行われたい。

（５）当協議会においては、会計規程など明文化された経理に関する根拠規定が存在していないにもかかわらず、一般競争入札等契約事務が執行され、支出項目間の流用がなされているので、会計規程等を策定するよう当協議会を指導されたい。

（６）負担金にかかる実績報告書について交付条件である提出期限までに提出されていないため、額の確定通知がなされていない。今後は実績報告の提出期限を遵守するよう当協議会を指導し、県補助金等交付規則 13 条に基づき額の確定通知を行われたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）（４）協議会では、県に準じて「三重県防災行政無線運営協議会　事務決裁区分」を定め、県での室長決裁を委員決裁に、副室長決裁を事務局長決裁に、それぞれ定め運用していました。今回、監査の指摘を受けて、協議会の委員決裁事項を副会長決裁に改めました。協議会副会長は防災危機管理部副部長であり、県負担金交付決定の決裁権者ではありません。

（２）（５）協議会では、県に準じて「三重県防災行政無線運営協議会　競争入札審査会設置要綱」を定め、入札審査会を経て、一般競争入札等契約事務を行っています。

　今回、監査の指摘を受けて、協議会が県の会計規則に準じて支出事務手続きを行っていることを明確にするため、「三重県防災行政無線運営協議会会計規則」を定めました。

（３）（６）協議会では、市町の防災担当課長の中から会計監事を定め、毎年度当初、協議会の前年度分の会計監査を実施しています。指摘のあった平成１９年度分実績報告書については、会計監事の都合がつかず、会計監査日が６月５日にずれ込み、実績報告の提出期限である５月末までに県へ提出できませんでした。

　今後は、実績報告書の提出は、協議会の会計監査に関係なく提出することとし、期限内の報告を厳守することとします。

部局名	生活・文化部	補助金名	私立幼稚園振興補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕学校法人宣真学園 （１）補助対象経費の積算誤りがあったので、適正に処理されたい。なお、補助金の返還は生じない。 〔監査実施団体名〕学校法人津田学園 （２）補助金の実績報告について、補助対象経費の算定誤りや積算根拠が整理されていないもの等があったので、今後、適正に処理されたい。なお、補助金の返還は生じない。			
所管部局に対する意見			
（３）所管する以下の補助金の算定については、より効率的かつ適正な補助金交付要綱とするため、現在、要綱等の改定の検討を行われているところである。改定にあたっては、現状の課題、問題点を分析し、今後、経費積算について、効率性と正確性を確保できる内容とされたい。 （見直しの検討を行っている補助金） ・私立幼稚園振興補助金 ・私立高等学校等振興補助金 ・私立高等学校教育国際化推進事業費補助金			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）（２）〔監査実施団体名〕学校法人宣真学園・学校法人津田学園 当該学校法人では、補助金の実績報告を精査しました。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （３）平成 21 年 4 月 1 日付けで、「生活・文化部関係補助金等交付要綱」の補助率又は補助額を見直し、より公正で効率的な補助制度としました。 今後は、改正の趣旨の徹底を図り、新しい補助制度への円滑な移行に努めていきます。			

部局名	生活・文化部	補助金名	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕学校法人宣真学園

（１）　補助金実施計画書において、補助金額の算定根拠となっている預かり保育担当教員数に誤りがあったため、補助金の請求が過少となっている。補助申請にあたっては、実施計画書や支出予定額調書の積算において誤りのないよう、慎重に確認されたい。

〔監査実施団体名〕学校法人津田学園

（２）　補助金の実績報告について、補助対象経費の算定誤りや積算根拠が整理されていないもの等があったので、今後、適正に処理されたい。なお、補助金の返還は生じない。

所管部局に対する意見

（３）　私立高等学校等教育改革推進特別補助金の内示に必要な預かり保育等推進事業実施計画書において、実施計画書や支出予定額調書の積算基礎に計上されている預かり保育担当教員数に誤りがあったため、補助金の請求金額が過少となっている学校法人があった。

補助金額の算定基礎となる実施計画書については、交付相手先が計上してきた数値に誤りがないか慎重に精査確認されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）〔監査実施団体名〕学校法人宣真学園

当該学校法人では、預かり保育についての関連資料と、預かり保育補助金の資料について改めて精査しました。

（２）〔監査実施団体名〕学校法人津田学園

当該学校法人では、補助金の積算根拠を明確にした上で、実績報告を精査しました。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（３）　補助金の請求にあたって、誤りのあった学校法人に対して、適正な処理を指導しました。

また、今後は当部のチェックをより的確に行うとともに、補助額の算定根拠の定型化を検討していきます。

部局名	生活・文化部	補助金名	私立高等学校等振興補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕学校法人津田学園 （１）補助金の実績報告について、補助対象経費の算定誤りや積算根拠が整理されていないもの等があったので、今後、適正に処理されたい。なお、補助金の返還は生じない。			
所管部局に対する意見			
（２）私立高等学校等振興補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金について、補助対象経費の積算根拠が整理されていないものや算定誤り等が見受けられたので、適切な事務処理が行われるよう、補助事業者に対して徹底されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）〔監査実施団体名〕学校法人津田学園 当該学校法人では、補助金の実績報告を精査しました。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （２）補助対象経費の算定誤りのあった学校法人に対して、適正な処理を指導しました。また、今後は当部のチェックをより的確に行うとともに、補助額の算定根拠の定型化を検討していきます。			

部局名	生活・文化部	補助金名	私立高等学校教育国際化推進事業費補助金

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕学校法人津田学園

（１）　補助金の実績報告について、補助対象経費の算定誤りや積算根拠が整理されていないもの等があったので、今後、適正に処理されたい。なお、補助金の返還は生じない。

所管部局に対する意見

（２）私立高等学校等振興補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金について、補助対象経費の積算根拠が整理されていないものや算定誤り等が見受けられたので、適切な事務処理が行われるよう、補助事業者に対して徹底されたい。

（３）私立高等学校教育国際化推進事業費補助金取扱要領の補助対象額について、「月額 30 万円」と「年額 360 万円」の上限額の運用等が不明確であるので、取扱いの明確化や事業者への徹底を図るためにも、明確に記述するよう見直しを検討されたい。

（４）私立高等学校教育国際化推進事業費補助金（外国人語学指導助手雇用補助）について、補助金の交付申請から 4 ヶ月後に交付決定を行っているので、補助金交付に係る事務処理の迅速化を図られたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）〔監査実施団体名〕学校法人津田学園

当該学校法人では、取扱要領上に定められている補助対象経費を精査しました。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（２）平成 21 年度、「私立高等学校等教育国際化推進事業費補助金取扱要領」を簡素で分りやすいものに改正しました。

今後、新しい補助制度の周知を徹底し、円滑な移行に努めていきます。

（３）平成２１年度補助金から、1 校あたり年額 30 万円までの補助額とし、補助対象経費の簡素化と補助上限額を年額とする改正を行いました。

（４）今後は、速やかに事務処理を進めるよう努めます。

部局名	生活・文化部	補助金名	鈴鹿医療科学大学薬学部設置補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕学校法人鈴鹿医療科学大学 （１）改修工事や委託業務に関する競争入札や随意契約の規定が未整備であるので、契約事務手続の透明性、公正性の観点から、経理規程を見直されたい。			
所管部局に対する意見			
（２）当該補助金は施設整備などの整備に要する経費を対象として、平成19年度から3ヶ年間補助を行うこととしている。 　しかし、補助対象経費については、平成19年度に施設設備の大半が執行され、平成20年4月に施設の供用が開始されている。補助金の調査については、書類審査は行われているものの、現地調査については、施設整備完了後の平成21年度に調査を行うこととしている。補助金の目的が、施設設備等の導入にあることから、年度ごとの現地調査を実施することが望ましい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）〔監査実施団体名〕学校法人鈴鹿医療科学大学 　当該学校法人では、入札の手順や経理事務のあり方について検討を行い、行政の例に従うべきところと学校法人独自の規定でよいと判断される部分の整理を行いました。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （２）２年目（平成20年度）の補助金の額の確定に先立ち、平成21年３月９日に現地確認調査を実施しました。また、３年目の補助金の精算の際にも、現地確認調査を行う予定としています。			

部局名	健康福祉部	補助金名	公衆衛生普及推進事業補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕社団法人三重県医師会 （１）補助金の実績報告書において、一部、補助対象経費の記載を誤って報告していたため、今後は適切な報告に努められたい。 （なお、補助金の返還は生じない。）			
所管部局に対する意見			
（２）実績報告書のチェックが不十分な点が見受けられたので、適切な報告を指導されたい。 また、交付要領において、補助対象となる事業や交付手続等が明確に定められておらず、間接補助方式における県のチェックも十分でないため、補助金交付要領の見直しについて検討されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置） （１）（２）補助対象となる事業や交付手続等を明確にするために、間接補助方式から直接補助方式に改めるなど、本補助金の交付要領の見直しを行いました。 今後は、適切な事業執行や報告が行われるよう、三重県医師会及び郡市医師会の会議等で、交付要領の改正内容や補助金の事務、事業実施・報告等について説明を行い、周知徹底を図っていきます。			

部局名	健康福祉部	補助金名	救急医療機関活動補助金
所管部局に対する意見			
（１）交付要領において、補助対象となる事業や交付手続等が明確に定められておらず、間接補助方式における県のチェックも十分でないため、補助金交付要領の見直しについて検討されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（所管部局に対する意見について講じた措置） （１）補助金の交付方法及び実績報告の内容並びに確認方法について、適切な事務処理が行われるよう、三重県医師会事務局と協議を行い、補助対象となる事業や交付手続き等を明確にするために、補助金の交付対象事業、交付先及び交付方法を見直すなど、補助金交付要領の改正を行いました。 平成 21 年度以降は、改正予定の補助金交付要領を、三重県医師会及び郡市医師会に周知するとともに、事業実績の確認を厳正に行い、適切な事業執行に努めます。			

部局名	健康福祉部	補助金名	三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕社団法人三重県医師会 （１）補助金の実績報告書において、一部、補助対象経費の記載を誤って報告していたため、今後は適切な報告に努められたい。 （なお、補助金の返還は生じない。）			
所管部局に対する意見			
（２）実績報告書のチェックが不十分な点が見受けられたので、適切な報告を指導されたい。 （３）事業実施に必要な人件費を補助対象としているが、交付要領において対象経費として明確に定めていないので、速やかに規定を整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置） （１）（２）（３）補助金の実績報告の内容及び確認方法について、適切な事務処理が行われるよう、三重県医師会事務局と協議を行い、補助対象経費を明確化するため、補助金交付要領の改正を行いました。 平成 21 年度以降は、改正した補助金交付要領を、三重県医師会及び郡市医師会に周知するとともに、事業実績の確認を厳正に行い、適切な事業執行に努めます。			

部局名	健康福祉部	補助金名	高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金
所管部局に対する意見			
（１）三重県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定通知が行われていないので、規則に則り、速やかに通知されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（所管部局に対する意見について講じた措置） （１）三重県補助金等交付規則第 13 条に基づき、平成 21 年 2 月 13 日付けで、額の確定通知を行いました。 今後は、規則に則った通知を行います。			

部局名	健康福祉部	補助金名	障害者自立支援基盤整備事業費補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕社会福祉法人夢の郷 （１）　補助対象外経費である外構工事費 93,455 円が補助対象経費に算入されていたので、過大交付額を県に返還されたい。（補助金返還額　93,455 円）			
所管部局に対する意見			
（２）補助対象外経費である外構工事費が補助対象経費に算入されていたので、過大交付額の返還処理を行われたい。 　また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）　補助対象外経費 93,455 円については、平成 21 年 3 月 12 日に県へ返還済みです。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （２）　当該事案については、事務の進行管理についてのチェックリストが今回の問題点をカバーできなかったことに原因があると考えられるため、事業執行に当たってのチェック項目を再度精査したうえで、事務執行に関するマニュアルを整備しました。			

部局名	健康福祉部	補助金名	・地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金 ・小規模作業所緊急支援事業費補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕社会福祉法人夢の郷 （１）喫茶店の運営を計画し、運営に必要な備品を整備しているが、営業開始が遅延している。 　現在、営業開始に向けての準備や訓練は行われているが、障がい者の知識及び能力の向上のためにも、地域の方に利用してもらうことが有効であることから、早急に運営開始に向け取組まれたい。（施設名：マイウェイ、補助金額 3,100,000 円）			
所管部局に対する意見			
（２）喫茶店の運営を計画し、運営に必要な備品を整備しているが、営業開始が遅延している。 　現在、営業開始に向けての準備や訓練は行われているが、障がい者の知識及び能力の向上のためにも、地域の方に利用してもらうことが有効であることから、早急に運営開始するよう指導されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置） （１）（２）平成 21 年 3 月に事業所を訪問、備品等の保管状況、利用状況を調査し、購入された備品が事業運営に向けての準備訓練等に使用されていることを確認しました。 　あわせて、早急に喫茶店の営業を開始するよう指導し、平成 21 年 5 月から実際に営業が開始されています。			

部局名	環境森林部	補助金名	・造林事業費補助金（県単造林事業） ・高齢林整備間伐促進事業費補助金
所管部局に対する意見			
（１）三重県造林事業実施及び補助金交付要領では、実績報告書を提出する取扱いとなっていないので、実績報告書の提出手続きについて、整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（所管部局に対する意見について講じた措置） （１）三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領について、同要領中に「実績報告」にかかる項目を追加し、実績報告書の提出も行うよう平成２１年３月２６日付けで一部改正しました。			

部局名	農水商工部	補助金名	小規模事業支援費補助金

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕伊勢商工会議所

（１）小規模等経営改善資金融資に係る審査会の議事録の記載が不十分であるので、審査経過の把握や透明性の確保のため、適正に処理されたい。

（２）旅費規程について、履行確認や精算行為が行われるよう経理処理規則を改定されたい。

（３）　契約に際し、随意契約理由や見積依頼業者選定理由等が記載されておらず、また契約書も作成されていないので、経理処理規則等の根拠規定を明確にした上で適正に処理されたい。

所管部局に対する意見

（４）　小規模等経営改善資金融資に係る審査会の議事録の記載が不十分であるので、審査経過の把握や透明性の確保のため、適正に処理するよう指導されたい。

（５）契約手続きについては、経理処理規則の規定通りに運用されていないため、経理処理規則に従って補助金の効率的、経済的な執行に努めるよう指導されたい。

　また、当該経理処理規則については昭和 30 年の施行以来改正されていないため、旅費の精算行為の規定、物品購入時等における履行確認や各種手当の支給要件確認など規則上整備しておいた方がよいと思われる事項があるので、経理処理規則の改善等も併せて指導されたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）（４）　小規模等経営改善資金融資に係る審査会の議事録については、審査経過の把握や透明性の確保のため、推薦理由や審査での意見、結果等を記載することを指導し、その実施を確認しました。

（２）（５）旅費について、履行確認や精算行為が行われるよう運用の見直しのほか、経理処理規則の改定を指導し、その実施を確認しました。

（３）（５）契約に際し、経理処理規則の根拠規定を明確にし、規則に従って適正に処理するよう指導したほか、規則及び運用の改善を指導し、その実施を確認しました。

部局名	農水商工部	補助金名	経営構造対策（強い農業づくり交付金）事業費補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕三重南紀農業協同組合 （１）補助事業執行に伴う関係書類の整理が不十分であり、県の補助金額の確定が遅れたため、今後、適正に処理されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）平成 19 年度当該補助金の関係書類については、地域機関の指導に基づき整理しました。今後については、事業要領等に基づき、適正に執行を行っていくこととしています。			

部局名	農水商工部	補助金名	農地・水・環境保全向上対策事業費補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕三重県農地・水・環境保全向上対策協議会 （１）議会から活動組織への補助金支出に際し、確認体制が不十分であるので複数の担当によるチェックや、経理責任者の確認を行うなどチェック体制の強化に努められたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）支出誤り等を防止するため複数の担当による確認を行うこととしました。			

部局名	農水商工部	補助金名	産業フェア開催事業費負担金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕リーディング産業展みえ 2007 実行委員会 （１）会計処理については、三重県会計規則を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。 （２）物品の購入等について検収の記録がないものが見受けられたので、適正に処理されたい。 （３）実行委員会等で承認を得られた事項が一部記録されていなかったので、予算の変更等重要な事項については、記録されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）リーディング産業展みえ２００９実行委員会設置要綱に三重県会計規則を準用する旨の規定を追加しました。 （２）「リーディング産業展みえ２００８」における物品の購入等については、検収の記録を適正に行っています。今後も同様に、検収記録を徹底していくこととします。 （３）実行委員会における会議内容や承認事項等の重要な事項について、議事の記録を徹底することとしました。 　なお、重要な変更が生じた場合は、その都度実行委員会へ諮り、軽微な変更については、会長が決定したうえで、次回の実行委員会で報告することとし、いずれの場合も、議事の記録を徹底することとしています。			

部局名	農水商工部	補助金名	FIT 向け割引切符活用促進事業費負担金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会 （１）会計処理については、三重県会計規則を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）「近畿東中央部ＦＩＴ促進事業実行委員会の会計にかかる取扱規定」を、平成２１年３月２日付けで整備し、同日付けで施行することにより、会計処理の透明性を確保しました。			

部局名	農水商工部	補助金名	伊勢志摩地域連携事業費負担金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 （１）観光ガイドブック作成委託契約等において、予定価格の作成や見積書の徴収を行っていないものがあったので、会計規程に基づき適正に処理されたい。 （２）地域イベントからの情報発信に対して助成する事業等において、実績報告書が提出されていないものや、参加者数の実績確認が不十分であるものがあったので、改善されたい。 （３）就業規程において、「臨時的任用職員の任免及び就労に関しては、会長が別に定める」となっているが、その規程が定められておらず、賃金支払額の根拠が不明確となっているので、速やかに整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）観光ガイドブック作成委託契約等において、予定価格の作成や見積書の徴収を行っていないものについては、平成 21 年度会計より会計規程に基づき適正に処理を行うよう改めました。 （２）地域イベントからの情報発信に対して助成する事業等においては、平成 21 年度事業より実績報告書の提出及び参加者数の実績確認等を適切に行うよう徹底いたします。 （３）臨時的任用職員の任免及び就労に関しては、「社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構臨時職員規程」を整備し、平成 21 年 4 月 1 日より施行しました。			

部局名	農水商工部	補助金名	「伊勢志摩キャンペーン」負担金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕伊勢志摩キャンペーン実行委員会 （１）会計処理については、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構会計規程を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）会計処理規程については、これまで伊勢志摩観光コンベンション会計規程を準用し、運用していましたが、新しく「伊勢志摩キャンペーン会計規程」を整備し、総会（平成２１年６月２５日開催）で承認を得て、平成２１年度会計より施行しました。			

部局名	教育委員会	補助金名	公立学校職員互助会助成金

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕財団法人三重県公立学校職員互助会

（１）補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外経費が含まれていたので、補助対象経費のチェック等を厳密に行い、今後、適正に処理されたい。（なお、補助金に返還は生じない。）

（２）補助対象経費として計上している人件費（給料、賃金、福利厚生費）については、職員の業務従事の割合を精査せずに計上しているので、業務従事の実態をより踏まえたうえで、人件費の算定を行われたい。（なお、補助金の返還は生じない。）

（３）地区別厚生事業助成については、助成対象となる事業・経費、申請後の変更手続等が明確に定められていないため、今後、対象事業、対象経費、事務手続等を明確にされたい。

所管部局に対する意見

（４）補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象年度末時点で未払いとなっている経費が含まれていたので、補助金実績報告時のチェック等を厳密に行うよう指導されたい。（なお、補助金の返還は生じない。）

（５）補助対象経費として計上している人件費（給料、賃金、福利厚生費）については、職員の業務従事の割合を精査せずに計上しているので、業務従事の実態をより踏まえたうえで、補助対象経費とする人件費の算定を行うよう指導されたい。

（６）三重県公立学校職員互助会助成金交付要領については、交付申請書や実績報告書の様式や提出期限が定められていない。事業実施者の適正な事務処理、また教育委員会における的確な検証を実施するため、交付要領に必要事項を定められたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置）

（１）（４）補助金実績報告書提出時に補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれないよう事前に精査、チェックを厳密に行い、3月期には支払いが終了するよう指導しました。

（２）（５）補助対象事業に従事する人件費については、業務従事割合により、各人の割合率を明記し、補助申請及び実績報告時には、人件費割合で計上するよう指導しました。

（３）（６）三重県公立学校職員互助会助成金交付要領の改正を行いました。今後、適正な事務処理を行います。

部局名	教育委員会	補助金名	全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会負担金

監査結果及び意見

〔監査実施団体名〕全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会

（１） 委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日後に支出、戻入が行われていたほか、前渡資金の精算による返納処理を年度末にまとめて実施しているなど、不適切な処理が散見されたので、今後、適切な財務処理に努めるとともに、チェック体制の強化に努められたい。

（２）負担金で購入した備品について、他の備品と区別するためのシールは貼付されているが、台帳の整理が行われていないので、備品台帳を整理されたい。

所管部局に対する意見

（３）委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日後に支出、戻入が行われていたほか、前渡資金の精算による返納処理を年度末にまとめて実施しているなど、不適切な処理が散見されたので、今後、適切な財務処理に努めるよう指導するとともに、適切にチェックを行われたい。

（４）「三重県補助金等交付規則」第 3 条に定める交付申請書が提出されないまま、負担金が実行委員会へ交付されるなど、不適切な事務処理が行われている。

　また、「教育関係事業補助金等交付要綱」第 3 条に定める「交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項」が定められていないので、早急に要領等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

講じた措置（処理状況）

（監査実施団体に対する意見について講じた措置）

（１）平成 20 年度の実行委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日までに支出、戻入を処理しました。前渡資金の精算による返納については、処理すべき事務量が多量であったことから事務処理が遅れましたが、今後、速やかにかつ計画的な事務処理に努めます。

（２）「備品台帳管理簿」を作成し、備品の管理を行いました。

（所管部局に対する意見について講じた措置）

（３）平成 20 年度の実行委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日までに支出、戻入は処理するように指導しました。前渡資金の精算による返納処理については、今後、速やかな事務処理に努めるよう指導するとともに、適切に事務処理が完了したかチェックに努めます。

（４）「三重県補助金等交付規則」第 3 条に定める交付申請書の手続きを行い、負担金を実行委員会事務局へ交付しました。

　また、「教育関係事業補助金等交付要綱」第 3 条に定める「交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項」については、第 33 回全国高等学校総合文化祭（三重大会）準備事業補助金等交付要領に定め、適正な事務処理を行うように指導しました。

部局名	教育委員会	補助金名	三重県市町対抗駅伝競走大会開催事業負担金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕美（うま）し国三重市町対抗駅伝運営委員会 （１）運営委員会としての会計規程を整備し、契約手続きの透明性や備品類の適切な管理を確保されたい。 （２）個人情報保護に関する取扱の規定を整備されたい。 （３）出納事務について、事務局長１名が行っているので、内部のチェック体制を確立し、リスク軽減に努められたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体に対する意見について講じた措置） （１）運営委員会の会計事務について改善を図るため、会計規程及び契約事務に係る手続きや備品管理に関する諸規程を整備し、平成 21 年度の第 3 回大会から施行することを決定しました。今後は、整備した会計規程等に基づき適切な事務処理を確保するよう努めていきます。 （２）個人情報保護に関する取扱の規定として、「運営委員会事務局個人情報保護実施要領」を策定し、平成 21 年 5 月 21 日開催の運営委員会において承認されました。 （３）平成 20 年度の第 2 回大会から事務局次長を配置するとともに、出納事務に関する伺い等の書式を整備して内部チェック体制を確立するよう改善しました。また、平成 21 年度からは会計事務を担当する事務局員を配置し、出納事務を適正かつ効率的に執行するよう取り組んでいます。今後は、内部牽制体制の充実及び会計規程等を整備したことを踏まえ、確認事務処理の徹底を図り、より一層のリスク軽減に努めていきます。			

部局名	警察本部	補助金名	警察職員互助会補助金
監査結果及び意見			
〔監査実施団体名〕財団法人三重県警察職員互助会 （１）補助対象事業の法律相談及び税務相談事業の相談件数について、契約書では毎月報告することとなっているが、毎月報告されずに１年度分まとめて報告されているので、契約書に基づき、適正に処理されたい。			
所管部局に対する意見			
（２）補助対象事業の法律相談及び税務相談事業について、契約書に定める毎月の実績報告が１年度分まとめて報告されているので、契約書に基づき適正に処理するよう指導されたい。 （３）補助金の交付要綱について、平成１８年度に互助会事業の助成事業・県費事業・互助会単独事業を大きく見直し、ライフプラン事業を廃止しているが、要綱の第２条「補助事業等」では、当事業が明記されたままとなっているので、要綱を整理し、整合性を図られたい。			
講じた措置（処理状況）			
（監査実施団体及び所管部局に対する意見について講じた措置） （１）（２）法律相談及び税務相談事業における相談件数の報告について、三重県警察職員互助会に対して、契約内容を含め、当該報告の方法等について見直し検討を求めました結果、当該互助会では、平成２１年度の契約締結に当たって、受託者に提出させる実績報告書の様式を月別・相談種別に区分した様式に改め、上半期分（４月～９月実績）及び下半期分（１０月～３月実績）の２期に分けて求めることとしましたので、当該互助会に対して、契約書の定めに基づき適正かつ確実に処理するよう指導を行いました。 （所管部局に対する意見について講じた措置） （３）補助金の交付要綱については、要綱第２条の「補助対象事業」に明記されたままとなっていました「ライフプラン事業」を削除するとともに、当該要綱全般についても所要の見直しを行い、これを整理し、整合性を図りました。			

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、市場土地改良区から申請のありました土地改良事業（市場土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称

(1)　土地改良事業計画書の写

(2)　定款の写

2　縦覧の期間

平成21年9月7日から同年10月7日まで

3　縦覧の場所

四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町1番5号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、市場土地改良区から申請のありました土地改良事業（元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）市場地区）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称

(1)　土地改良事業計画書の写

(2)　定款の写

2　縦覧の期間

平成21年9月7日から同年10月7日まで

3　縦覧の場所

四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町1番5号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業神田地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年9月4日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2　縦覧の期間

平成21年9月7日から同年10月7日まで

3　縦覧の場所
東員町役場建設部建設産業課（員弁郡東員町大字山田 1600 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、桑名市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）七和地区）の計画は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
2　縦覧の期間
平成 21 年 9 月 4 日から平成 21 年 10 月 7 日まで
3　縦覧の場所
桑名市役所農林水産課

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、桑名市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）城南地区）の計画は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
2　縦覧の期間
平成 21 年 9 月 4 日から平成 21 年 10 月 7 日まで
3　縦覧の場所
桑名市役所農林水産課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 21 年 9 月 4 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　入札に付する事項
(1)　契約名称
三重県立伊勢高等学校仮設校舎等賃貸借
(2)　借入物品の特質等
借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
(3)　賃貸借期間
三重県立伊勢高等学校仮設校舎等賃貸借仕様書のとおり

(4)　設置場所

三重県立伊勢高等学校仮設校舎等賃貸借仕様書のとおり

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成21年9月28日（月）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2)　次に掲げるいずれかの書類

ア　法人にあっては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ　個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援室契約調整グループ　担当　溝口

電話　059-224-2772　ファクシミリ　059-224-2784

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局学校施設室県立学校整備グループ　担当　櫻井

電話　059-224-2955　ファクシミリ　059-224-3001

(3)　入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成21年9月4日（金）から同月25日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4)　入札参加資格確認結果の通知

平成21年10月2日（金）までに通知します。

(5)　入札書提出の日時及び場所

日時　平成21年10月15日（木）午前10時30分

場所　三重県津市広明町13番地　三重県庁　厚生棟　1階　S101会議室

ただし、郵送による入札については、平成21年10月14日（水）午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6)　開札の日時及び場所

日時　入札書の提出後、直ちに行います。

場所　(5)に同じです。

(7)　入札方法等に関する事項

ア　入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4)　詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be leased：

A temporary school building at Mie Prefectural Ise Senior High School

(2)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M.on Thursday, October, 15, 2009.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M.on Wednesday, October, 14, 2009.

(3)　Managing Authority：

Procurement Group, Accounting Support Division,Treasury Bureau,Mie Prefecture

13 Komei-cho,Tsu city,Mie,514-8570,Japan

TEL:059-224-2772

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/